

東京大学評価委員会規則

平成18年2月24日

役員会議決

東大規則第67号

(全改)

[沿革](#)

(設置)

第1条 東京大学基本組織規則第19条に規定する全学委員会として、東京大学評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検評価の実施、点検評価結果の取りまとめ及び公表、点検評価結果に基づく改善方策並びにこれらに関連する事項（教員評価のあり方を含む。）について協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、総長をもって充てる。

2 副委員長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。

- (1) 理事
- (2) 総長が指名する副学長及び執行役
- (3) 研究科長（研究科以外の大学院組織の長を含む。以下同じ。）
- (4) 附置研究所長
- (5) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長
- (6) 附属図書館長
- (7) 医学部附属病院長
- (8) その他総長が必要と認めた本学の教職員 若干名

(委員の任期)

第6条 前条第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定足数及び議決方法)

第8条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(専門委員会)

第9条 委員会に、特定の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、本部総務課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 東京大学教員評価制度委員会規則(平成20年12月18日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

沿革

東京大学評価委員会規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第2章 委員会等

沿革情報

- ◆平成12年04月18日 評議会可決
- ◇平成18年02月24日
- ◇平成19年07月01日
- ◇平成21年06月29日
- ◇平成22年03月25日
- ◇平成30年03月29日
- ◇平成31年03月29日
- ◇令和04年05月19日
- ◇令和06年06月27日